

埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST埼玉）派遣に関する要領

1 趣旨

埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST埼玉）の被災地の学校等への派遣について必要な事項を定める。

2 平常時の準備

(1) チーム員の認定と証明書の交付

D-EST 埼玉養成研修修了者に対し、チーム員認定書（別記様式1）及びチーム員証（別記様式2）を交付する。支援活動に従事する際、チーム員は交付されたチーム員証を正面に見やすい箇所に着用することとする。なお、チーム員証の貸与、譲渡は禁止する。

(2) 養成研修後のチーム員名簿整理

養成研修終了後、最新のチーム員名簿を作成し、災害時に速やかに意向確認が可能な体制を整える。

(3) 人事異動後のチーム員名簿更新

年度当初、退職や人事異動によりチーム員名簿を更新する。市町村教育委員会事務局等への異動者は派遣対象外とする。

(4) チーム員との連絡体制の整備

D-EST 埼玉事務局（以下、「事務局」という。）及びチーム員の連絡手段として、チーム員のメーリングリストを作成する。なお、D-EST 埼玉派遣時には、事務局及びチーム員間のより円滑な情報共有を図る必要があるため、別途コミュニケーションツール（Teams 等）を活用することとする。

【活用例】

- ・メーリングリスト：事務局からチーム員全体への連絡等
- ・コミュニケーションツール（Teams 等）：派遣時の事務局・チーム員間の情報共有

3 発災直後の対応

県内外で大規模災害が発生した際の発災直後の対応は次のとおりとする。

(1) 文部科学省及び他の災害時学校支援チームとの情報共有、被災自治体への意思表示等

文部科学省及び災害時学校支援チームを組織している都道府県と情報を共有し、派遣の要否を判断する際の参考とする。また、D-EST 埼玉の派遣が可能である場合には、被災自治体へ早期に意思表示を行う。あわせて、被災自治体の災害対策本部資料等を隨時確認し、他の災害時学校支援チームに関する公式発表の動向を把握する。

(2) 全国知事会の対口支援先の確認

県危機管理防災部と連携の上、全国知事会の調整による対口支援先の決定等に係る情報の収集に努める。

(3) 派遣要請の予告

D-EST 埼玉の派遣を円滑に実施するため、継続した派遣支援が見込まれる場合は、発

災直後に、事務局から教育局各課所館長、県立学校長及び市町村教育委員会教育長に対し、あらかじめ協力要請を行う。

(4) チーム員名簿登録者の所属への照会準備

継続した派遣支援が想定される場合は、D-EST 埼玉の派遣の有無を決定する前であっても、チーム員名簿登録者全員へ、あらかじめ派遣に係る意向及び派遣可能期間等の確認を行う。

4 チーム員派遣に関する手続等

埼玉県教育委員会は、県内外で大規模災害が発生した際に、被災自治体等からの要請に基づき、次に掲げる手順により D-EST 埼玉の派遣を行う。

(1) 先遣隊の派遣

被災自治体等からの派遣要請に応じ、事務局職員等（3名程度）による先遣隊を組織し、被災都道府県または被災市区町村教育委員会に派遣する。

(2) 先遣隊による状況把握

先遣隊は、D-EST 埼玉が円滑に被災地支援を行うことができるよう、被災都道府県または被災市区町村教育委員会において以下の情報収集を行う。

ア 被災都道府県または被災市区町村教育委員会及び学校現場の被災状況、必要な支援内容等

イ ライフラインの復旧状況（上下水道、電気、通信、トイレ事情等）

ウ 現地までの交通・道路事情、公共交通機関の復旧状況

エ 学校周辺の道路状況

オ 宿泊場所の確認と持参物の確認

(3) 派遣の決定

埼玉県教育委員会は、先遣隊による報告等を基に、チーム員派遣の要否を判断する。

(4) 派遣候補者の選定

派遣候補者の選定は、先遣隊から提供された情報やチーム員名簿登録者の意向確認を基に行う。なお、支援先の学校種別や支援内容を考慮して適切な人材を選定する。

(5) 派遣候補者所属等への依頼

ア 埼玉県教育委員会は、派遣候補者の所属長に（市町村立学校等の場合は市町村教育委員会を通して）、派遣の協力を依頼する。

イ 派遣依頼を受けた所属長は校務等の状況を勘案し、派遣の可否について、埼玉県教育委員会に（市町村立小中学校等の場合は市町村教育委員会を通して）報告する。

(6) 派遣決定通知

派遣が決定した場合、埼玉県教育委員会は、派遣するチーム員及び所属長に（市町村立小中学校等の場合は市町村教育委員会を通して）、派遣期間及び派遣先等を通知する。

5 支援活動関係

(1) 支援活動期間及びチーム員の編成等

支援活動期間は、概ね4週間程度を原則とし、被災地の状況や支援要請の内容を考慮

して決定する。なお、支援活動期間中のチーム員の派遣は複数回に分けて行うこととし、各チーム員の支援活動期間は概ね1週間程度（例：月曜日から金曜日までが活動日）とする。

チーム員の編成は、3名程度のチーム員で構成される班によるものとし、その内1名を連絡調整役とする。また、必要に応じて県職員（行政職員）を派遣メンバーに含める。

（2）活動記録及び報告

チーム員は所定の様式により活動状況を記録し、活動日ごとに事務局である埼玉県教育局教育総務部総務課へ報告する。通信インフラが不安定な場合は、電話や他の手段を用いて様式に記載された事項について報告する。

＜連絡先＞

【D-EST 埼玉事務局】埼玉県教育局教育総務部総務課

電話番号：048-830-6615

E-mail：a6610@pref.saitama.lg.jp

6 事務局による諸準備

（1）支援先宿泊場所の確保

現地宿泊場所は、事務局が支援先団体と調整して確保する。なお、支援先が総務省や全国知事会で指定する対口支援団体または県が応援協定を締結している団体である場合は、県危機管理防災部と調整することとする。

（2）チーム員自家用車駐車場の確保

県庁から支援先へ出発し、チーム員が県庁へ集合するために自家用車を利用する場合、事前に県管財課等と調整の上、派遣期間中に自家用車を駐車するスペースを確保する。

（3）移動車両の確保

被災地への移動は、原則公共交通機関によることとするが、公共交通機関の利用ができない場合で、かつ、現地での業務遂行のための移動手段として車両（公用車またはレンタカー）が必要な場合は、事務局が手配する。なお、必要に応じて四輪駆動車（SUV車）の確保を検討する。

（4）災害派遣等従事車両証明書の準備

災害派遣車両が有料道路を通行する際に無料措置を受けるための「災害派遣等従事車両証明書」を事前に用意し、チーム員に携行させる。（通行1回につき1枚提出が必要）

【参考 URL】

＜埼玉県道路公社＞[災害ボランティア活動車両 | 埼玉県道路公社](#)

＜NEXCO 東日本＞[災害派遣等従事車両の通行方法について | NEXCO 東日本](#)

＜NEXCO 中日本＞[災害ボランティア車両の高速道路の無料措置について | ETC 各種サービス | ETC・割引案内 | 料金・交通 | 高速道路・高速情報は NEXCO 中日本](#)

＜NEXCO 西日本＞[災害ボランティア車両の高速道路の無料措置について | NEXCO 西日本 企業情報](#)

(5) オンライン説明会

派遣を円滑に進めるため、派遣予定のチーム員に対し、先遣隊が情報収集した内容を基にオンラインで説明会を実施する。

(6) 出発式

初回のチーム員派遣時のみ、事務局で記者発表の上、出発式を実施する。なお、市町村立学校職員が派遣チームに含まれる場合、必要に応じて当該市町村教育委員会と調整を行う。

7 服務等について

チーム員の派遣は公務による出張とし、服務上の取扱い及び公務災害補償の適用可否等については、通常の公務出張と同様とする。

なお、チーム員の主な支援活動内容は埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST 埼玉）設置・運営要綱第6条(1)のとおりとする。

【参考：埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST 埼玉）設置・運営要綱（抜粋）】

第6条 支援チームの活動内容は次のとおりとする。

(1) 県内及び県外で大規模災害等が発生した際の、被災地での主な支援活動内容は、次のとおりとする。

- ア 学校教育活動の早期再開支援（学校環境の復旧整備等）
- イ 児童生徒及び教職員の心のケア
- ウ 学校における避難所運営支援（避難所の開設初期段階での運営に対する助言等）
- エ その他、支援先の教育委員会又は校長から依頼があった事項等

8 派遣スキームについて

別紙1のとおり

9 先遣隊調査様式

別紙2※のとおり

※「文部科学省作成の収集情報チェックリスト（例）」を参照の上、作成

10 埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST 埼玉）業務日報様式

別紙3のとおり

11 装備・携帯品一覧

別紙4のとおり

埼玉県災害時学校支援チーム 派遣スキーム

大 規 模 災 害 発 生

<県内発生>

県災害対策本部、市町村教委等

<県外発生>

知事会、応援協定、文科省等

被災自治体への教職員派遣要請

教育局窓口

- 総務課 総務・計画・情報企画担当
 - <要請内容確認> 活動内容、派遣期間等
 - <府内連絡調整> 関係部局・課調整、局内派遣体制協議等

先遣隊派遣※
※被災自治体・文科省から
の要請に基づき対応

- 総務課 総務・計画・情報企画担当
 - 被災状況及び具体的な支援内容調査
 - 移動手段・宿泊場所確保、携行品調達等

※先遣隊の情報を基に、派遣
可否の調査準備を進める。

派遣者調整

- 総務課 人事担当
 - 県立学校人事課 教員人事担当
 - 小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当
 - 派遣可否調査(局内・県立学校・市町村立学校:市町村教委経由)
 - 派遣者原案作成⇒総務課 総務・計画・情報企画担当に共有
 - 派遣者事前連絡(出発準備等について事前に連絡)
 - 派遣時身分・服務確認
 - 候補者へ派遣依頼発出(所属長・本人・市町村教育委員会あて)
 - 総務課 総務・計画・情報企画担当
 - 移動手段確保(公用車、レンタカー)
 - 宿泊先調整(危機管理防災部との調整)

派遣者との
事前打ち合わせ

- 総務課 総務・計画・情報企画担当
 - 現地の状況、被災地の要望等伝達、携行品等の確認(オンライン等活用)

チーム派遣

- 総務課 総務・計画・情報企画担当
 - 派遣先教育委員会及び文科省との調整、派遣者のサポート
 - 任用3課(総務課・県立学校人事課・小中学校人事課)
 - サービスの処理等調整

派遣終了通知

- 任用3課(総務課・県立学校人事課・小中学校人事課)
 - 所属長(局内各課所長、県立学校長)、市町村教育委員会

別紙2

先遣隊調査様式(学校個票)

調査日時	年 月 日 ○○:○○~○○:○○	
調査者		
対象学校(市町村教委)名		
電話番号		
相手方対応者		
学校再開予定		
ハザードマップ上の位置づけ		
施設被害等の状況	校舎	
	体育館	
	グラウンド等	
ライフライン等の状況	電気	
	上水道	
	下水道	
	ガス	
	通信	

＜校内情報収集項目＞

学校内の安全点検結果	
学校内の使用不可箇所	
学区・通学路の安全点検結果	
地域の交通機関の状況等	
学用品、教科書、学習用端末等の状況	
給食提供の状況	

＜避難所の開設状況・校舎等使用状況＞

避難所開設状況	有・無
避難者数	
教職員の避難所運営従事状況	
他団体等の応援状況	

＜児童生徒・教職員の安否確認状況＞

確認項目	児童生徒数	教職員数	備考
災害前			
災害後			
死亡			
転出			
転入			
安否不明者			
避難生活者数			
要支援者数			

＜その他_必要な支援等＞

--

別紙3

埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST 埼玉）業務日報

【業務従事者】<第◆班>

○○市立△△小学校 氏名
○○県立△△高等学校 氏名
教育局○○課 氏名

【業務日】

令和 年 月 日 ()

【業務内容等】

時 間	場所・業務内容	従事者
例) 9:00～10:00 10:00～12:00	□□小学校：現地管理職との打ち合わせ □□小学校：図書室の整理	○○○○ ○○○○

【当日業務の振り返り】

(感想、課題、今後必要な支援、次クールへの引継ぎ事項等)

別紙4

【埼玉県災害時学校支援チーム(D-EST埼玉)】装備・携行品一覧

<事務局(県教委)で用意>

番号	品 名	数量
1	「埼玉県災害時学校支援チーム(D-EST埼玉)」ビブス	人数分
2	ヘルメット	人数分
3	寝袋・マット	人数分
4	シーツ・毛布	人数分
5	携帯電話	人数分
6	パソコン(通信機能付)	必要数
7	タブレット端末+モバイルWi-Fiルーター ※使賃料	必要数
8	軍手・ゴム手袋(片付けや清掃用)	必要数
9	救急セット	必要数
10	学校再開ハンドブック(派遣者用)	人数分
11	学校再開ハンドブック(被災地配付用)	必要数
12	災害派遣等従事車両証明書	必要数
13	報告様式(紙)	必要数
14	自動車(公用車またはレンタカー)	必要に応じて確保
15	道路地図	1冊

<チーム員本人が用意(例示)>

番号	品 名	チェック
1	筆記用具・メモ用紙	
2	チーム員証+名刺(あれば)	
3	免許証、健康保険証、職員証	
4	個人携帯電話(+充電器)	
5	上履き	
6	長靴	
7	雨具	
8	常備薬	
9	マスク	
10	洗面用具	
11	洗顔・体拭きシート	
12	消毒薬	
13	除菌シート	
14	使い捨てカイロ(冬季の場合)	
15	着替え(冬季の場合は防寒服)	
16	保険証	
17	現金・クレジットカード	
18	飲料水・非常食(日持ちするもの)	
19	その他ライフラインの寸断状況に応じて必要なもの	
20	作業着・ジャージ等(動きやすい服装)	

(別記様式1)

認定書

【所属名】

【職名】 【チーム員名】

埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST 埼玉）チーム員として認定する

令和 年 月 日

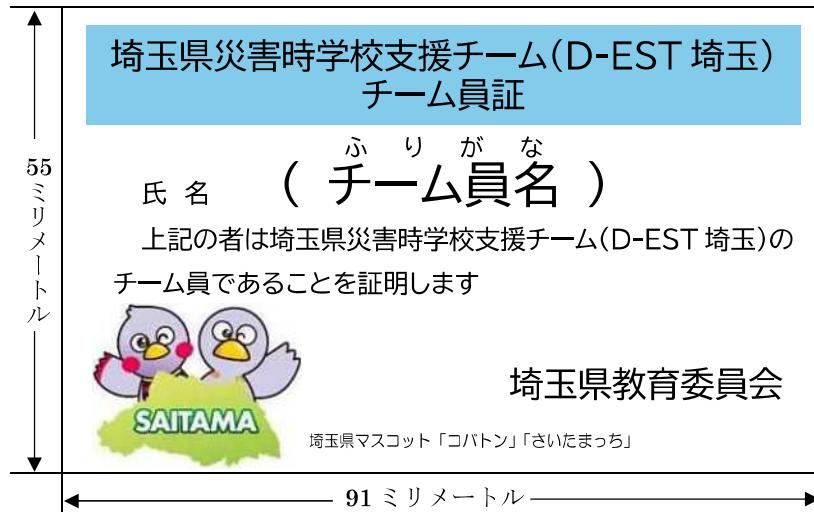
埼玉県教育委員会

教育長

日吉 亨

(公印押印)

別記様式2



埼玉県災害時学校支援チーム (D-EST 埼玉) 設置・運営要綱【抜粋】

(活動内容)

第6条 支援チームの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 県内及び県外で大規模災害等が発生した際の、被災地での主な支援活動内容は、次のとおりとする。
 - ア 学校教育活動の早期再開支援（学校環境の復旧整備等）
 - イ 児童生徒及び教職員の心のケア
 - ウ 学校における避難所運営支援（避難所の開設初期段階での運営に対する助言等）
 - エ その他、支援先の教育委員会又は校長から依頼があった事項等
- (2) 平時における活動内容は、次のとおりとする。
 - ア 各地域における防災体制の整備・充実への積極的な協力
 - イ 各所属における防災対策や防災教育の推進